2019.03.29　JD連続講座3 障害者排除の現実にどう立ち向かうか

「年金・雇用問題」

市川　亨　共同通信・生活報道部記者

１．障害年金をめぐる近年の動き

　２０１４年８月　不支給の割合、都道府県間で６倍の差

　　　　　　　　　　大分県24.4%（４人に１人）　栃木県4.0%（１００人に４人）

　　　　　　　　　　精神・知的では兵庫県55.6%　岩手、秋田、徳島、宮崎４県は全員支給

　原因は？　「地域差」ではなく「医師の個人差」

1. 日常生活を知らない医師が「日常生活能力」の診断書
2. 年金機構の認定医（判定医）が書類だけで単独で判定

・・・客観性、第三者の視点なし。要介護認定や障害支援区分は合議なのに

　　　　　　　　「安上がり」の判定システム

　２０１６年９月　精神・知的の等級判定に新ガイドライン

　２０１７年４月　年金機構が東京の「障害年金センター」に判定一元化

　２０１８年５月　１０００人に「打ち切り予告」発覚

・・・理不尽。でも実は「マシ」。毎年約５０００人が突然打ち切られている

　残された課題　①医師が「生活能力」を審査

　　　　　　　　　　 ②認定医が単独、書類だけで判定する仕組みは変わらず

　 　　　　　　　　③曖昧ゆえに厳しく判断できてしまう認定基準

 ④何人が申請し、何人が棄却されているか。何人が更新時に打ち切りや減額されているか。依然、情報は非公開

⑤障害基礎年金は３級と判定されるとゼロ円

⑥身体と精神・知的のダブルスタンダード

⑦運に左右される仕組み

精神・知的の判定ガイドラインは本年度が「３年後の見直し」に当たる

２．障害者雇用

　水増し問題「偽装」認めず、処分なし、罪にも問われず

　年金では「障害」を厳格判定、自分たちの雇用率はお手盛りというご都合主義

　閣議決定された雇用促進法改正案は水増し問題への対症療法に過ぎない

　求められる抜本改正　①通勤・勤務時の介助サービス

　　　　　　　　　　　　　　　②週２０時間未満労働者の雇用率への参入

　　　　　　　　　　　　　　　③手帳主義

　評判悪くなかった国家公務員試験。でも、各省庁の面接では理解のなさ露呈

　「合理的配慮」がどこまで提供されるか、どれだけ定着するかチェック必要

３．所得保障

　障害年金の受給者数、支給額（基礎）は、他の先進国に比べ低水準

　厚労省の２０１６年調査では、１カ月の収入「９万円未満」が53%

　障害年金を受けながら働いている人の賃金は、年５０万円未満が47.5%（１４年調査）

　障害者の貧困率は25%超で一般の倍（１３年データ）

◆プロフィール◆ いちかわ・とおる ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

全国の新聞・テレビ・ラジオなどに記事を配信する共同通信記者。１９７２年、山梨県生まれ。慶応大卒。地方支局やロンドン特派員、厚生労働省キャップを経て現在、生活報道部次長。関西学院大非常勤講師。ダウン症のある子どもの父親でもある。